市民税・県民税の申告

２月２日(月)～３月16日(月)に市役所で市民税・県民税の申告を受け付けます。また、２月16日(月)～３月16日(月)は千葉西税務署と市役所で所得税の確定申告が行われます。

お問い合わせは
市民税課 ☎421-6691へ

申告が必要な人

下のチャートで申告が必要か確認してください

スタート

- ８年１月１日に八千代市内に居住していましたか？
  - いいえ → **八千代市への申告は不要です。８年１月１日現在でお住いの市区町村で、申告してください。**
  - はい ↓
- ７年中に収入がありましたか？
  - いいえ ↓
  - はい ↓
- 次のいずれかに該当する
  - ●所得税の還付を受ける人
  - ●公的年金収入が400万円を超える人
  - ●公的年金収入は400万円以下だが、公的年金以外の所得合計が20万円を超える人
  - ●給与収入が2,000万円を超える人
  - ●給与所得者で主たる給与以外の所得が20万円を超える人
  - ●営業、農業、不動産、譲渡所得などの税額を計算した結果、納税となる人など
  - はい → **所得税確定申告書の提出が必要です。**
  - いいえ ↓
- 源泉徴収票に記載されている控除に変更があったり、追加する控除がありますか？
  - はい → **市民税・県民税申告書の提出は不要です。**
  - いいえ ↓
- 収入が給与または公的年金のみで支払者から八千代市へ支払報告書が提出されていますか？
  - はい → **市民税・県民税申告書の提出は不要です。**
  - いいえ → **市民税・県民税申告書の提出が必要です。なお、内容により確定申告が必要な場合があります。**
- 八千代市在住の親族に扶養されている
  - いいえ → **市民税・県民税申告書の提出が必要です。なお、内容により確定申告が必要な場合があります。**
  - はい → **市民税・県民税申告書の提出は不要です。**

※収入がない人でも、国民健康保険料などの各種保険料の算定や、非課税証明の取得には申告が必要です。
※市内に居住していない人でも、８年１月１日現在、市内に事業所・事務所がある人は申告が必要です。

会場と受付期間

受付期間　２月２日(月)～３月16日(月)
（土曜・日曜日、祝日を除く）
受付時間　午前８時30分～午後５時
※開始前の受付待ちはご遠慮ください。
会　　場　八千代市役所　多目的棟会議室
（市役所本庁舎南側）

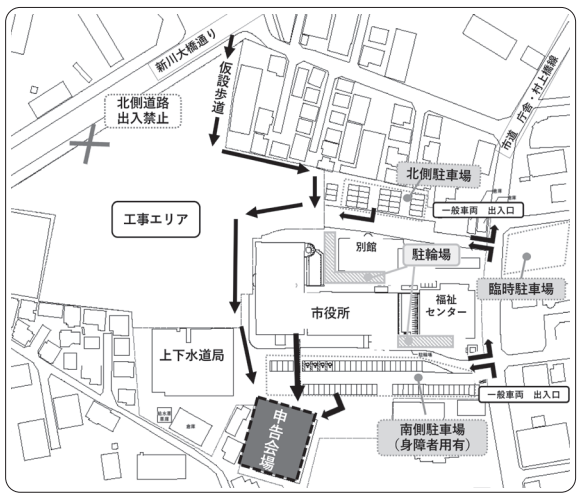

※新庁舎建設工事中により駐車場の確保が困難なため、可能な限り公共交通機関をご利用ください。
- 市役所会場では、作成済み申告書の提出と申告書の作成相談を受け付けます。
- 支所・連絡所では、作成済み申告書の提出のみ受け付けます。

☑申告に必要なもの

□申告書（会場にも置いてあります）
□マイナンバーカード（または番号確認書類と本人確認書類）
□源泉徴収票などの収入や経費がわかる書類
□国民年金、介護保険、健康保険など社会保険の領収書や証明書
□生命保険料や地震保険料などの控除証明書
□障害者手帳や療育手帳など
□医療費控除の明細書やセルフメディケーション税制の明細書
（領収書の添付または提示では控除の適用ができません。）
※市民税・県民税申告書などは市ホームページから印刷することができます。

電子申告や郵送での提出にご協力ください

市民税・県民税申告書は電子申告や郵送により提出することができます。郵送での提出で申告書の控えが必要な人は、返信先を記入して切手を貼った返信用封筒を同封してください。【電子申告】右のコードから24時間365日申告可能です。【郵送先】〒276-8501　大和田新田312-５八千代市役所市民税課

パブコメ　第３次水道事業経営戦略・第３次公共下水道事業経営戦略（案）に対する意見

「八千代市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、第３次水道事業経営戦略・第３次公共下水道事業経営戦略（案）に対する意見を募集します。意見を提出できる人は、市内に住所がある人、市内に事務所か事業所がある人、市内に勤務している人、市内の学校に在学している人、当該事案に利害関係を有する人です。意見に対しての個別回答は行いません。
▼募集期間　２月６日(金)～３月９日(月)必着　▼公表場所　経営企画課、法務課情報公開班、支所・連絡所、公民館、図書館、市ホームページ　▼意見の提出方法・送付先　募集期間中に公表する実施要項に記載
（経営企画課☎(483)6572）

2月6日(金)に防災無線での試験放送全国一斉情報伝達試験を行います

地震や武力攻撃などの緊急時に、国からＪアラート（全国瞬時警報システム）により送られてくる情報を確実にお知らせするため、全国一斉情報伝達試験として２月６日(金)午前11時頃に防災無線の試験放送を行います。本市では、防災無線チャイムの後に「これは、Ｊアラートのテストです」と３回繰り返し、「こちらは、防災やちよです」と放送、最後に防災無線チャイムが流れます。気象状況などによっては、試験を中止する場合があります。
（危機管理課☎(421)6715）

産業連携セミナー（事業者向け）を開催

ＩＴコーディネータが「中小企業のための生成ＡＩ活用入門～産業連携につなげる第１歩」をテーマに講演します。
▼日時　２月９日(月)午後１時～３時（午後０時30分開場）
▼会場　セントラルスポーツ生涯学習プラザ　▼受講料無料
▼対象　全ての事業者（創業予定者も可）　▼定員　先着40人　▼申し込み　２月５日(木)までに下のコードから電子申請か電話で商工観光課☎(421)6761へ
（商工観光課）

高年齢者や障害者を雇用した事業者に雇用促進奨励金を交付

▼対象　①市内に事業所があること、②市税を完納していること、③公共職業安定所の紹介で市内在住の高年齢者（60歳以上）や心身障害者を常用労働者として新たに雇用したこと　▼奨励金の額　高年齢者は月額１万円、心身障害者は月額１万５千円　▼助成期間　雇用した月の翌月から12か月　▼申請期限　７年度下期（７年７月１日～12月31日に新たに雇用した場合）は３月２日(月)まで。詳しくは市ホームページか電話で商工観光課☎(421)6761へ
（商工観光課）